

社会福祉施設における 労働災害防止について

川崎北労働基準監督署

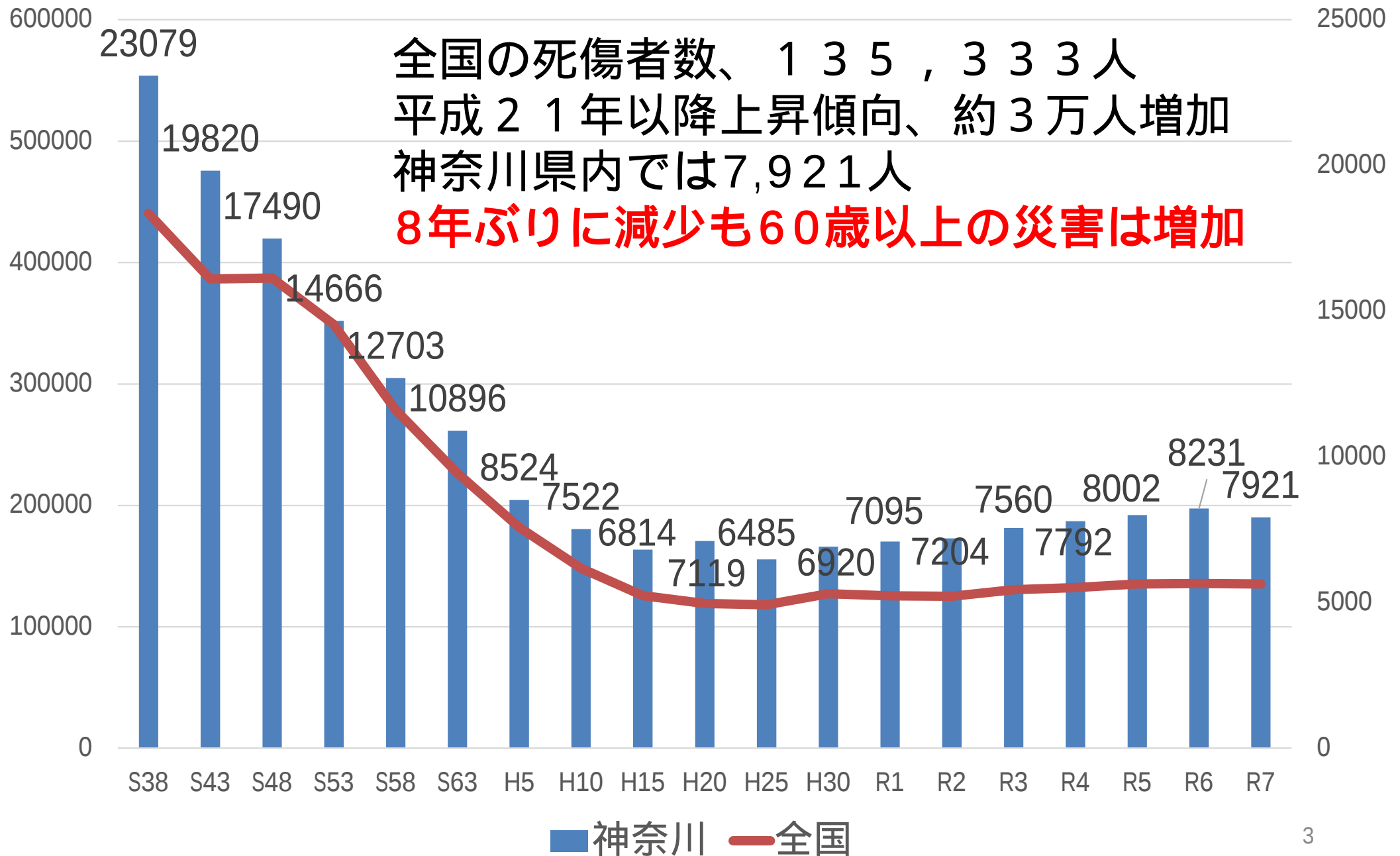


次第

- ・令和7年労働災害発生状況等について
- ・転倒災害防止について
- ・高年齢者の労働災害発生状況について
(エイジフレンドリー指針)
- ・腰痛予防について

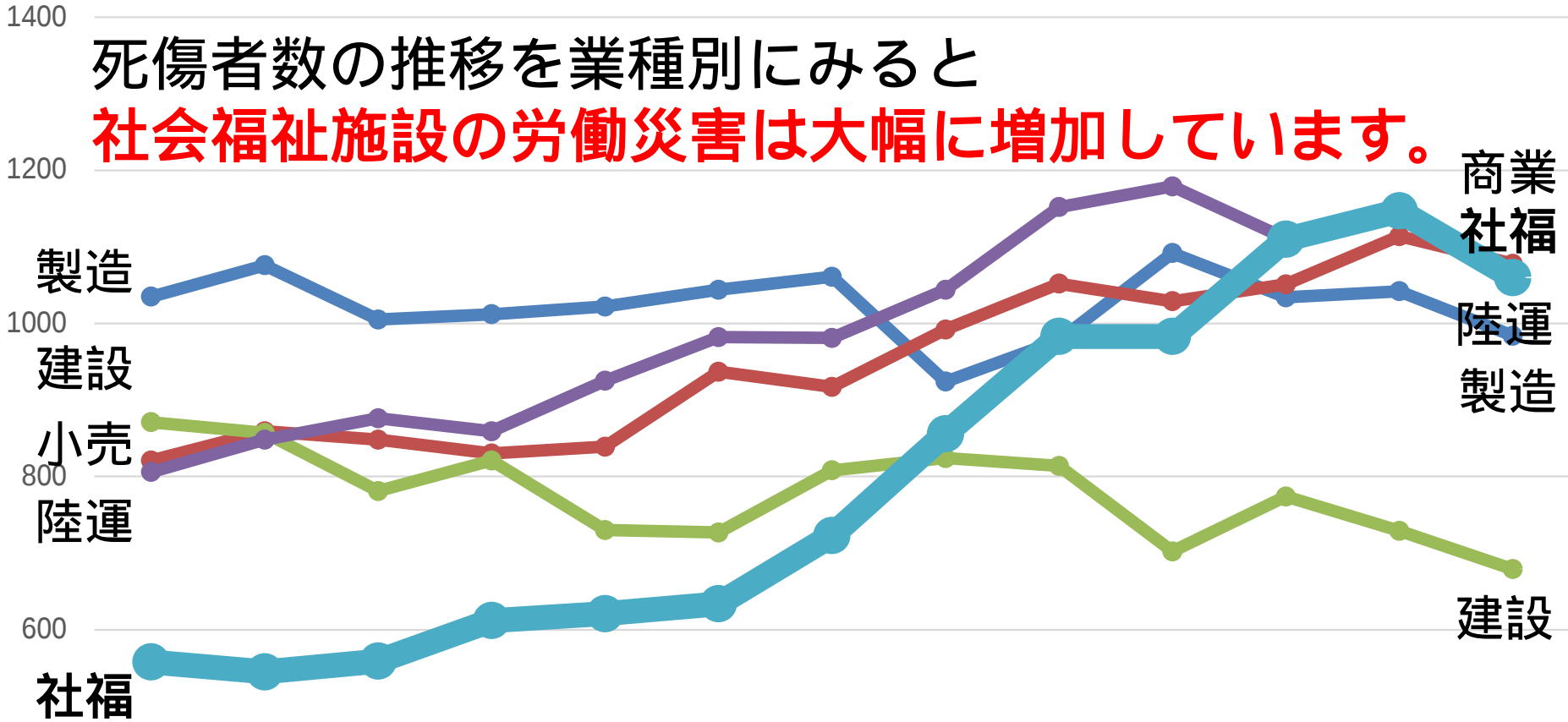
令和7年労働災害発生状況

労働災害による死傷者数の推移 (S38～H30までは5年ごと)



令和7年労働災害発生状況

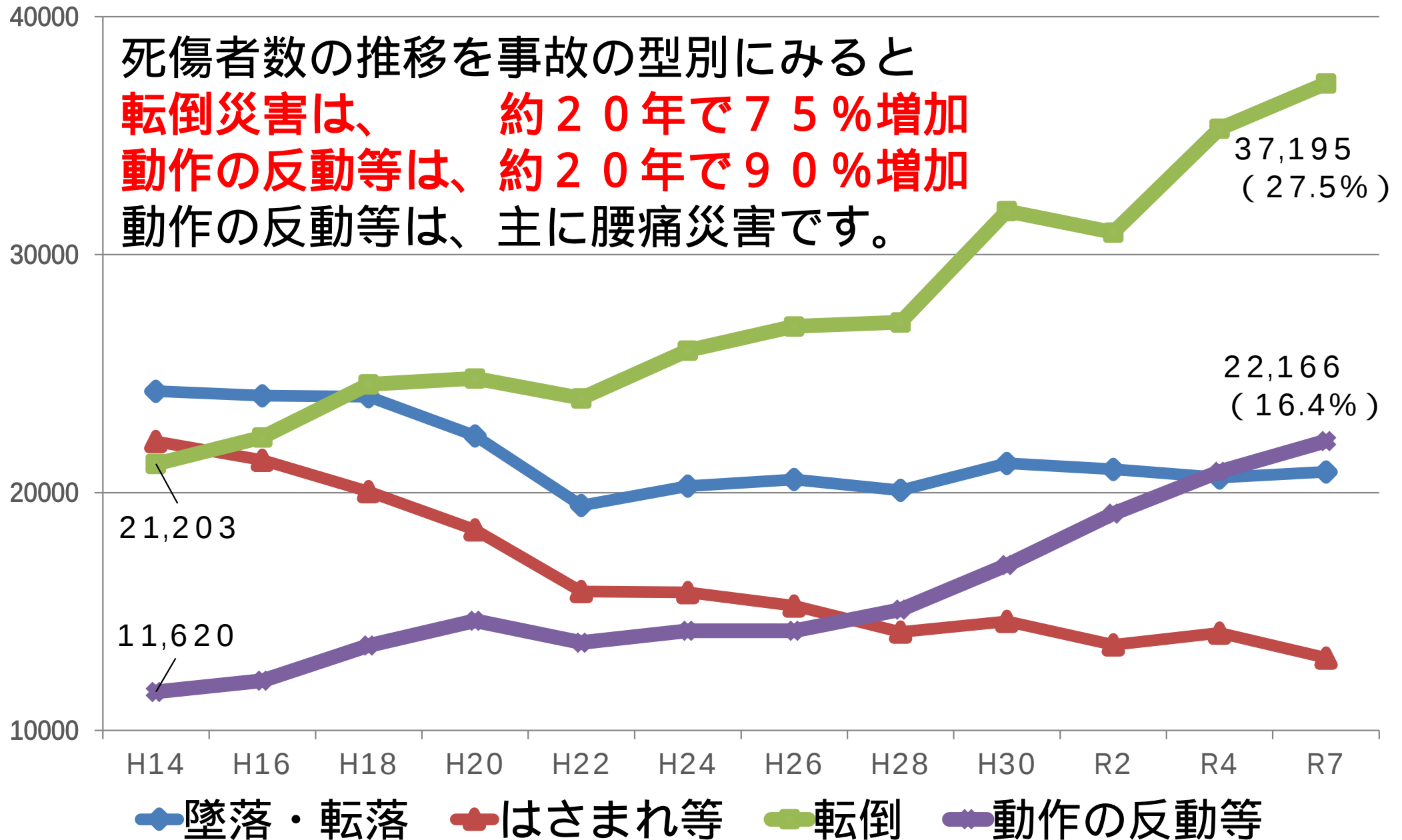
神奈川県内の業種別労働災害発生状況の推移



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
製造業	1035	1076	1005	1012	1022	1044	1061	924	978	1092	1034	1042	984
小売業	821	859	848	830	839	937	917	992	1052	1029	1051	1114	1078
建設業	871	857	781	821	730	727	808	824	814	702	774	729	679
陸運業	806	848	876	859	925	982	981	1044	1152	1179	1111	1152	1057
社会福祉施設	558	545	559	612	621	634	723	856	983	983	1110	1147	1060

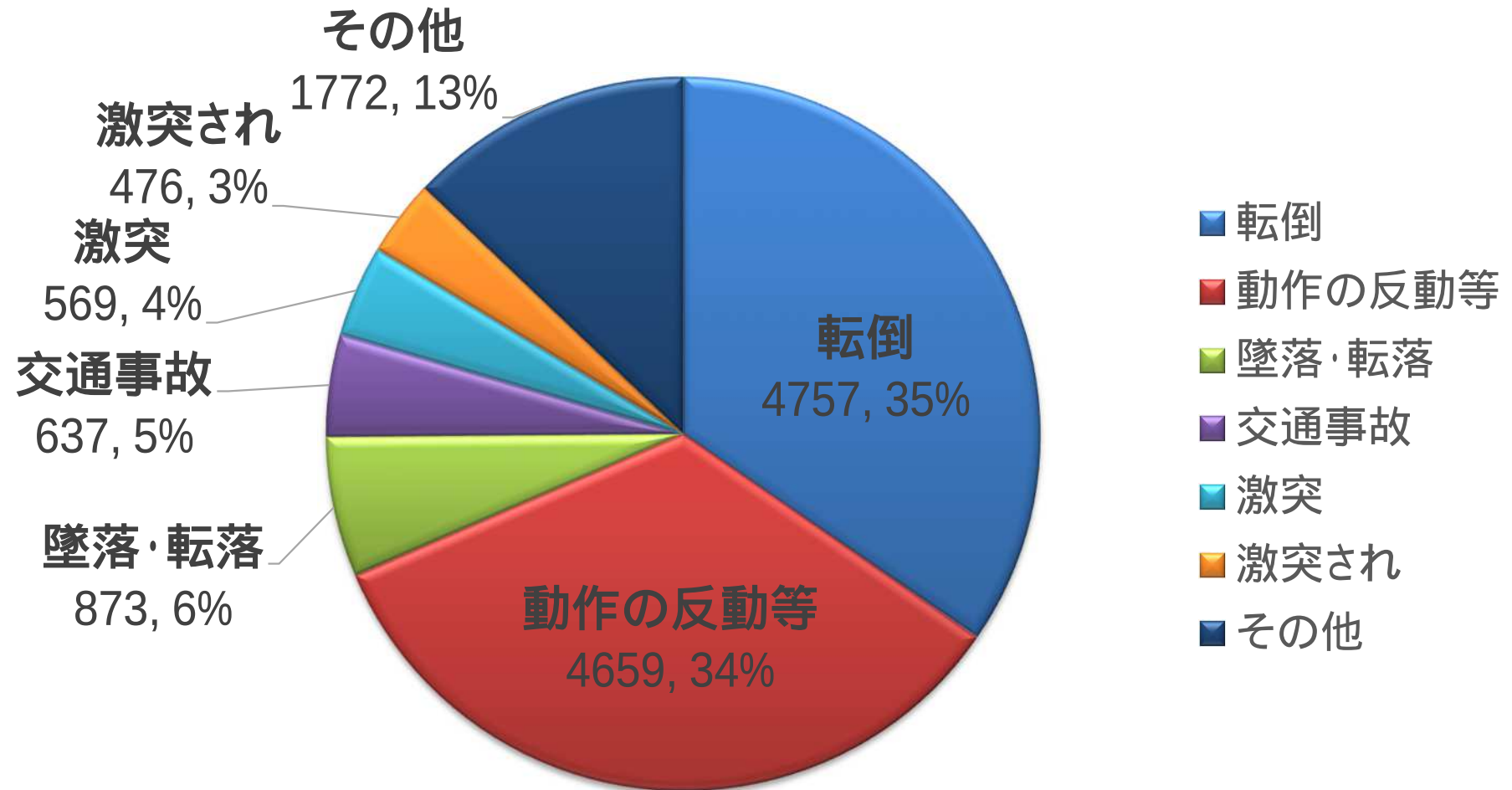
令和7年労働災害発生状況

全国の事故の型別労働災害発生状況



令和7年労働災害発生状況

社会福祉施設における事故の型別労働災害発生状況



全産業では、転倒災害と動作の反動等で約44%を占めますが、社会福祉施設では、この2つの事故の型で約7割を占めており、**転倒災害防止対策と腰痛予防対策がとても重要です。**

転倒災害防止対策について

▶ 職場でこんなことはありませんか？



床が水で
濡れていて
滑った!!



梱包用のバンド
にひっかって
転んだ!!



雨の日に
滑って
転んだ!!



階段を踏み外した!!



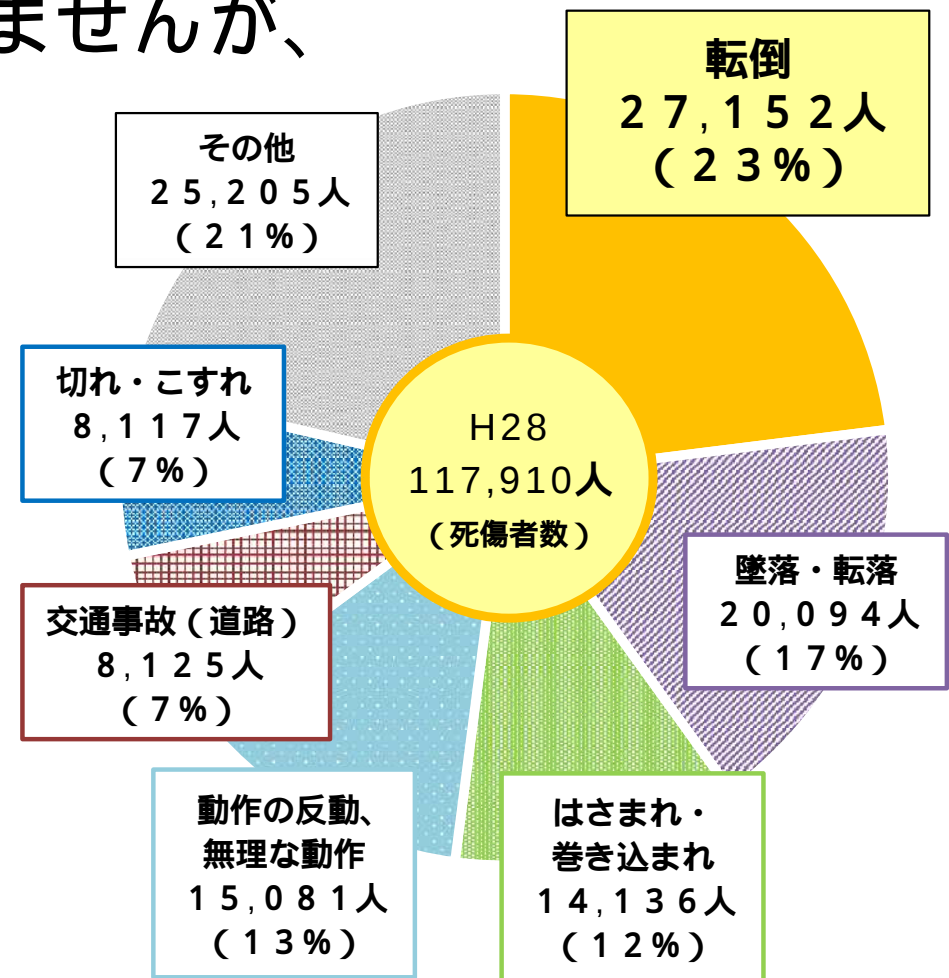
電源コードに
ひっかって
転んだ!!

▶ 仕事中なら、これらは全て労働災害です！

出典：職場のあんぜんサイト「労働災害事例」「ヒヤリハット事例」

転倒災害防止対策について

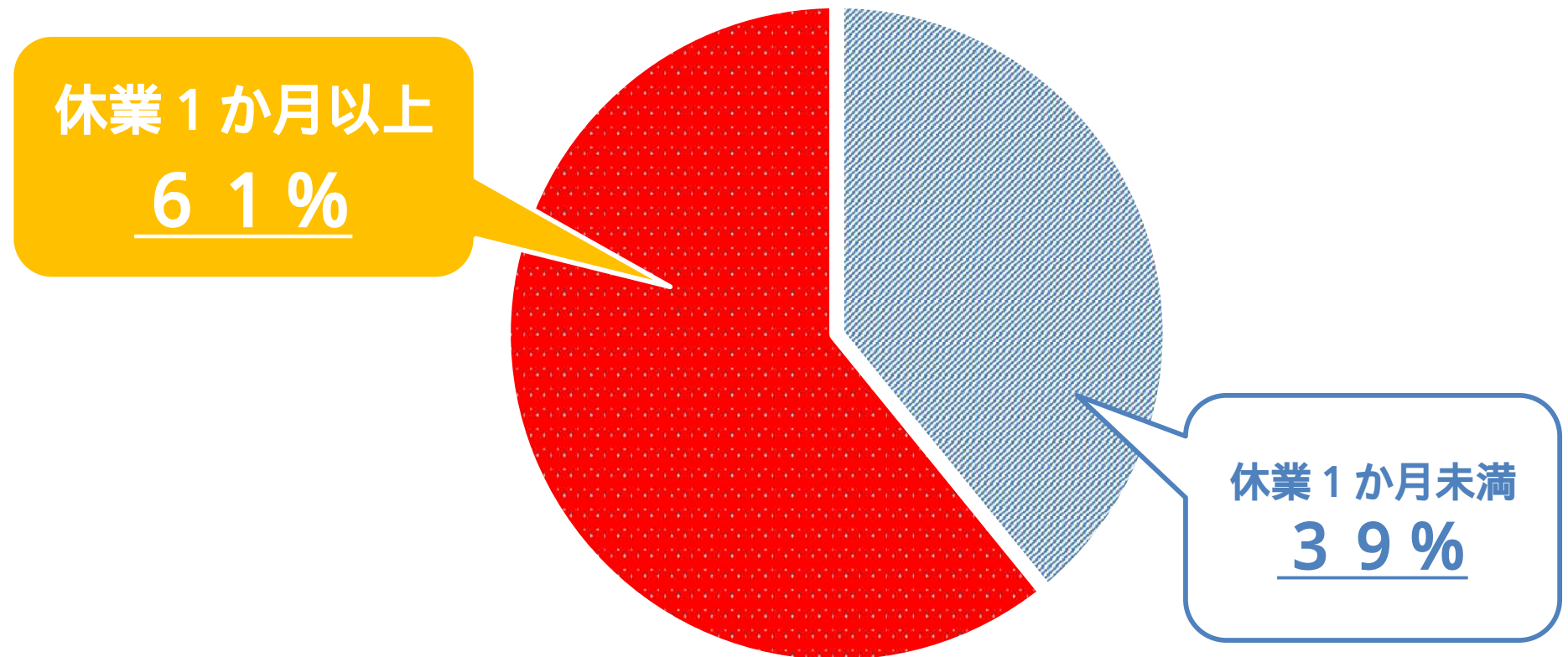
- ▶ 転倒しただけで労働災害につながるという大げさに思われるかもしれませんが、
- ▶ 仕事中に転倒したことで4日以上仕事を休む方が年間3万人近くいます。
- ▶ 約4分の労働時間に1人の頻度で、転倒災害（休業4日以上）が発生している計算になります。
- ▶ 平成28年の労働災害による死傷者数は、こちらです→



出典：労働者死傷病報告（平成28年）

転倒災害防止対策について

- ▶ また、休業期間が長期におよぶこともあり、
- ▶ 4日以上仕事を休まれる方の約6割の方が、1か月以上の休業となっています。



転倒災害防止対策について

- ▶ 転倒災害には3つの典型的なパターンがあります。
- ▶ 1つめは「滑り」です。

床の素材が滑りやすいものであったり、
床に水や油などが残ったままの状態であったりすると、
滑って転倒しやすくなります。



滑り

転倒災害防止対策について

転倒災害には3つの典型的なパターンがあります。

▶ 2つめは「つまずき」です。

床に凹凸や段差があり、つまずいて転倒したという例が多くあります。

また、放置されていた荷物や商品などにつまずいたというケースがあります。



つまずき

転倒災害防止対策について

転倒災害には3つの典型的なパターンがあります。

▶ 3つめは「踏み外し」です。

大きな荷物を抱えて階段を下りるときなど、
足元が見えづらいときに足を踏み外し、
転倒することがあります。



踏み外し

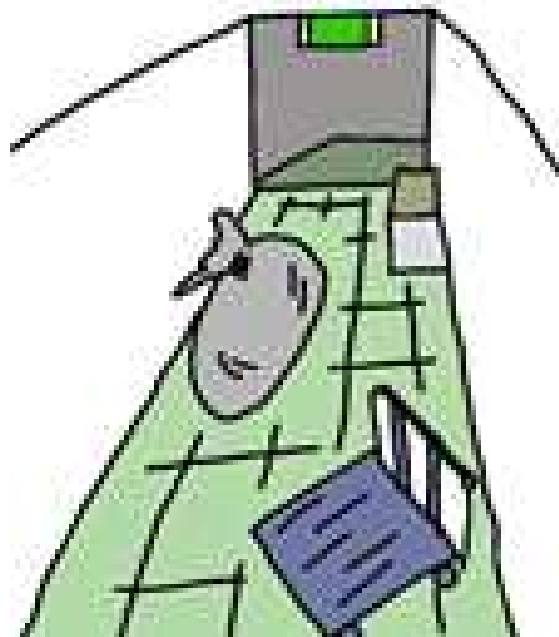
転倒災害防止対策について

- ▶ 日頃から整理・整頓・清掃・清潔に取り組むことが、転倒災害を防ぐためには重要です。
- ▶ 4 S と覚えてください。
例えば、歩く場所に物を放置しない、
床面の汚れを取り除く、
こうしたことが転倒災害の防止につながります。



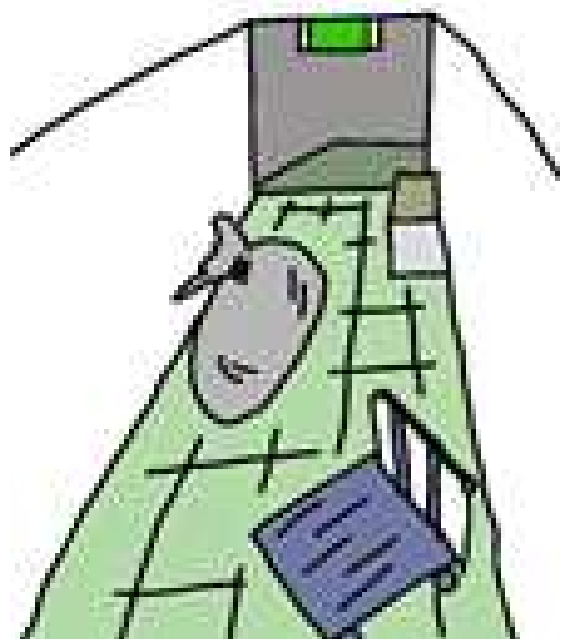
転倒災害防止対策について

- ▶ 下の図で、4 S が何に当たるかお分かりでしょうか？



転倒災害防止対策について

下の図で、4 S が何に当たるかお分かりでしょうか？



答え

整理：ごみを撤去

整頓：台車や荷物を収納・整列

清掃：床を隅々まで清掃

清潔：きれいな状態を実現・維持

転倒災害防止対策について

- ▶ 転倒災害を防ぐためには、作業などを行う際、転倒しにくい方法で行うことも重要です。
- ▶ 例えば、時間に余裕を持って行動する、滑りやすい場所では狭い歩幅でゆっくり歩く、足元が見えない状態で作業しない、といったことです。

あせらない

急ぐ時ほど

落ち着いて

転倒災害防止対策について

▶ また、作業に適した靴を着用することも重要です。

【POINT！】

靴の屈曲性

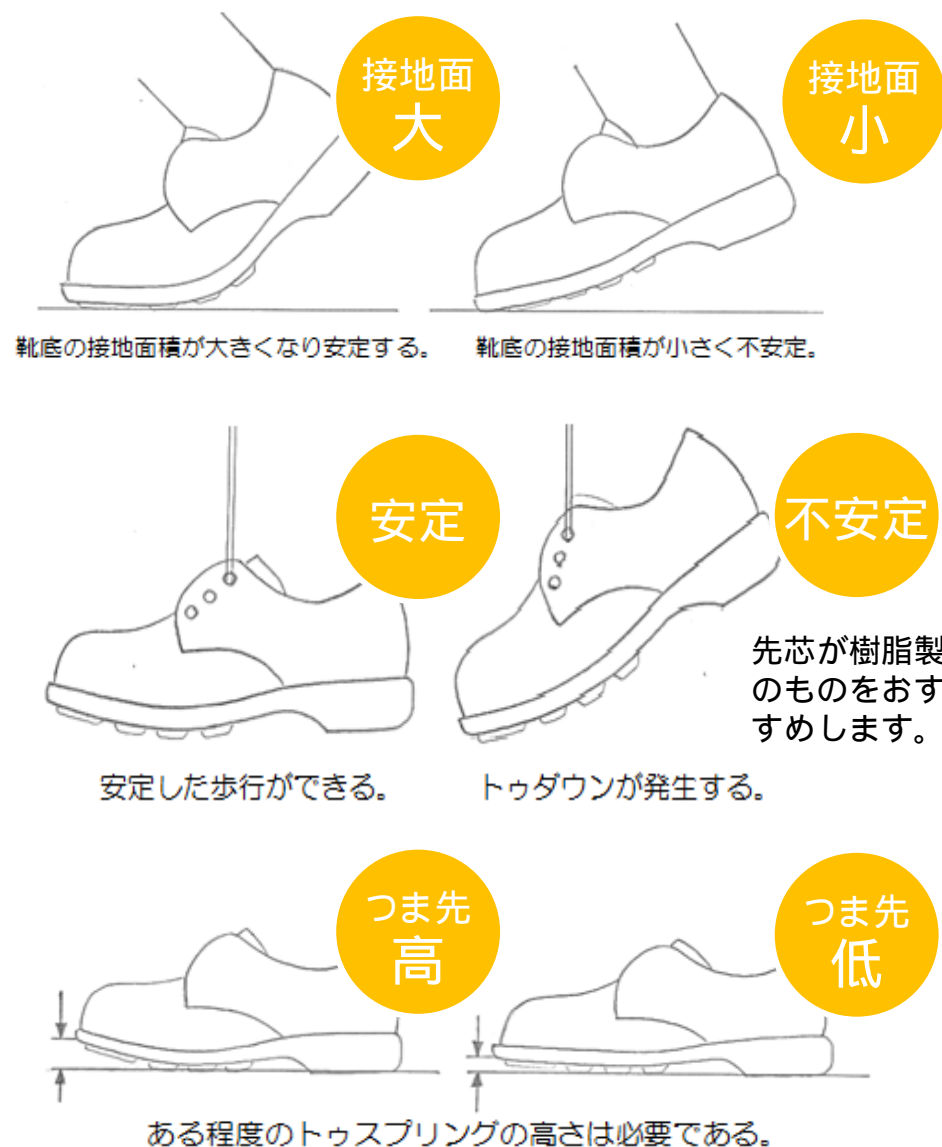
靴の重量

靴の重量バランス

つま先部の高さ

たいかつせい

靴底と床の耐滑性のバランス



転倒災害防止対策について

- ▶ さらに、靴を定期的に点検することも重要です。

例えば、靴底がすり減ることで耐滑性は損なわれ、滑りやすくなります。

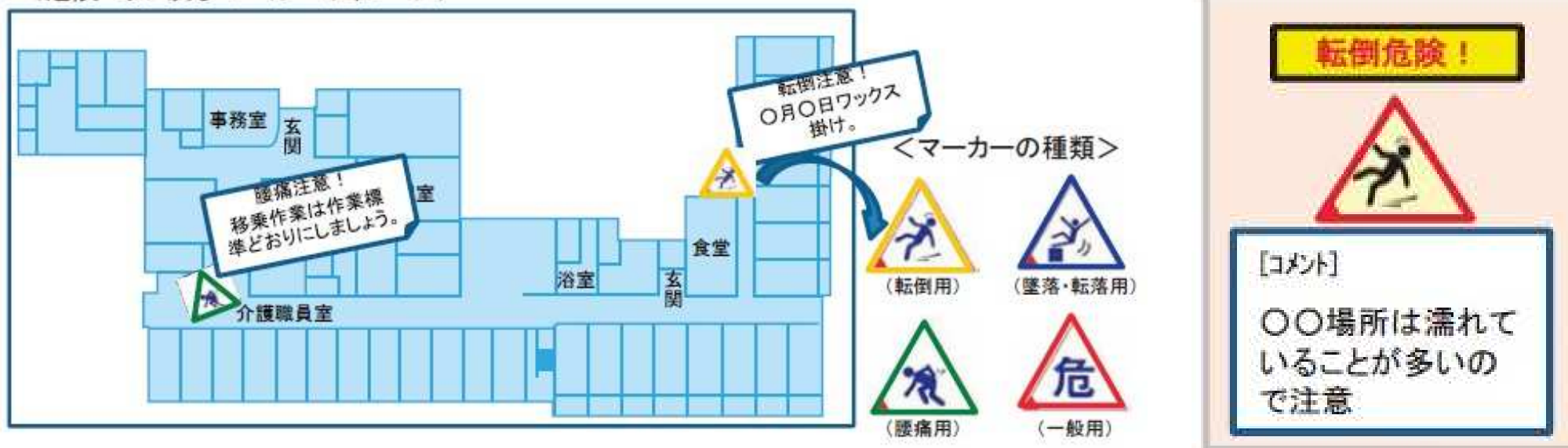
たいかつせい



転倒災害防止対策について

- ▶ そのほかにも、職場の危険マップを作成し、危険情報を共有すること、
- ▶ 転倒の危険性がある場所にステッカーを掲示し、注意喚起することも重要です。

＜危険マップ及びマーカのイメージ＞



ステッカーは↓からダウンロードすることができます。
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

STOP！ 転倒

検索

転倒災害防止対策について

まとめ

- 転倒災害には、「滑り」「つまずき」「踏み外し」の3つの典型的なパターンがあります。
- 転倒災害を防止するためには、
 - 4 S（整理・整頓・清掃・清潔）に取り組むこと
 - 転倒しにくい方法で作業すること
 - 作業に適した靴を選び、定期的に点検すること
 - 職場の危険マップを作成し、危険情報を共有すること
 - 転倒の危険性がある場所にステッカーを掲示し、注意喚起すること

などが重要です。

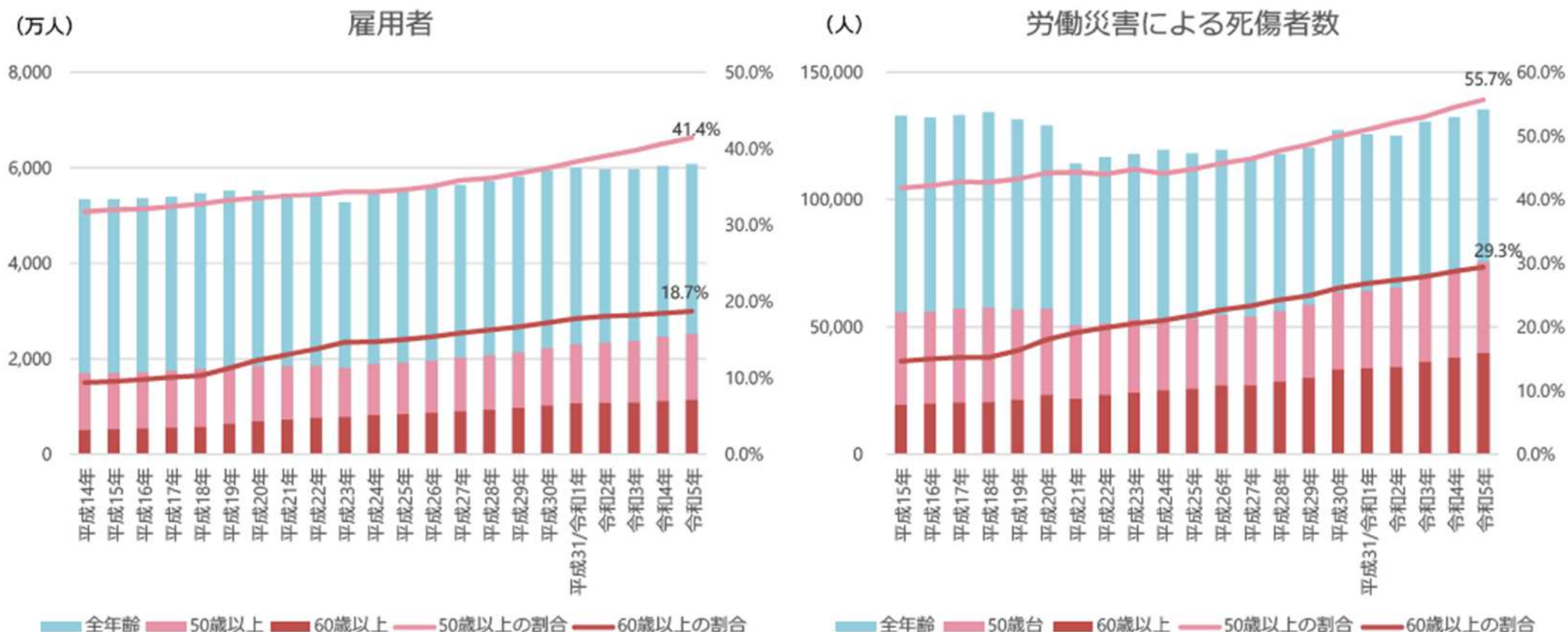
転倒災害防止対策について

▶ 職場の状況をチェックしてみましょう！

チェック項目		☑
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業に適したものを選び、定期的に点検していますか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促すステッカー（標識）をつけていますか	☐
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐

高年齢労働者の労働災害発生状況等について

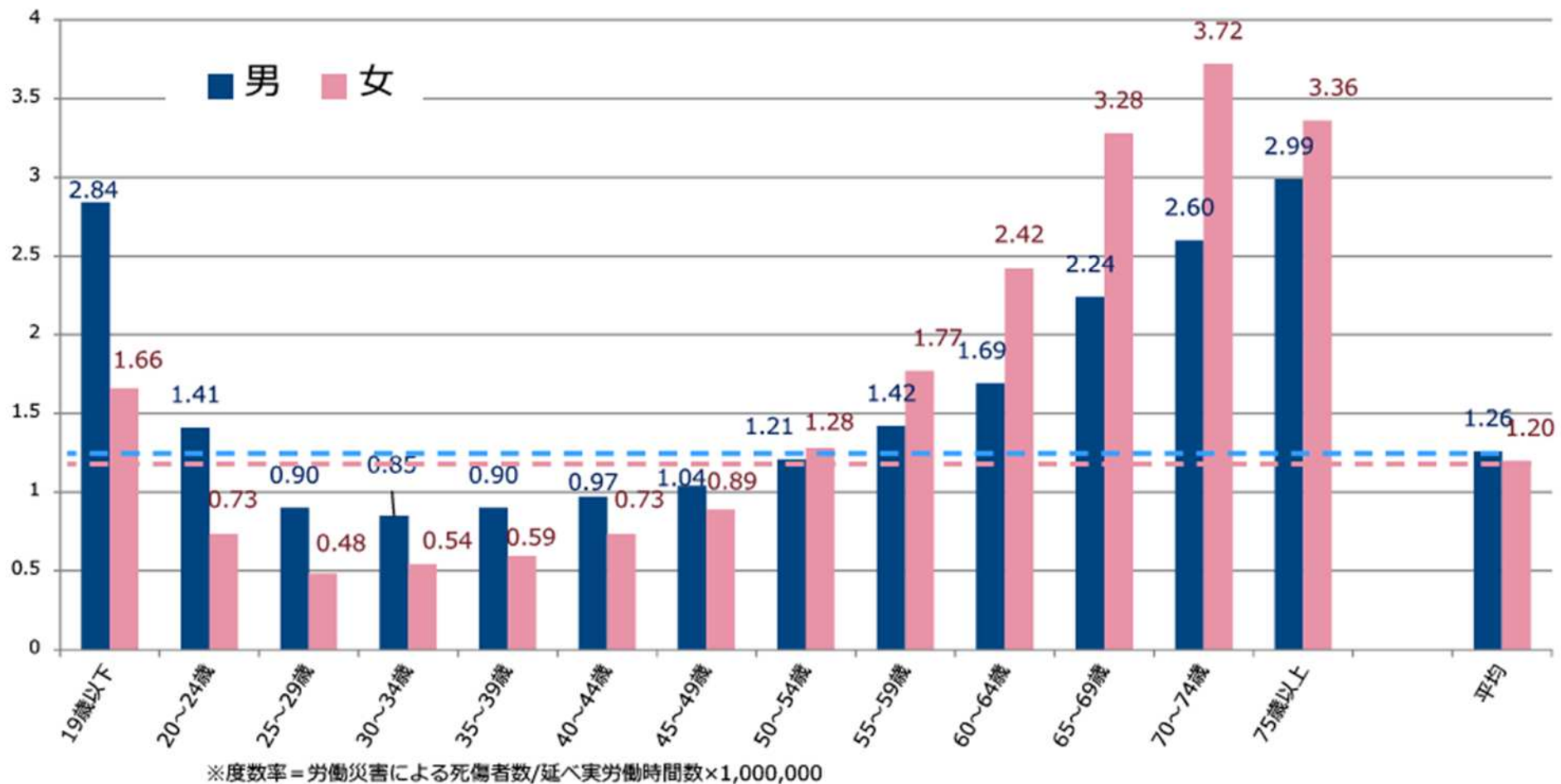
年齢別労働者の割合及び労働災害の状況(全産業)



雇用者全体に占める50歳以上の割合は 41.4%にもかかわらず、死傷者数に占める50歳以上の割合は 55.7%となり、**死傷者数の半数は、50歳以上が占めています。さらに、3割が60歳以上が占めています。**

高年齢労働者の労働災害発生状況等について

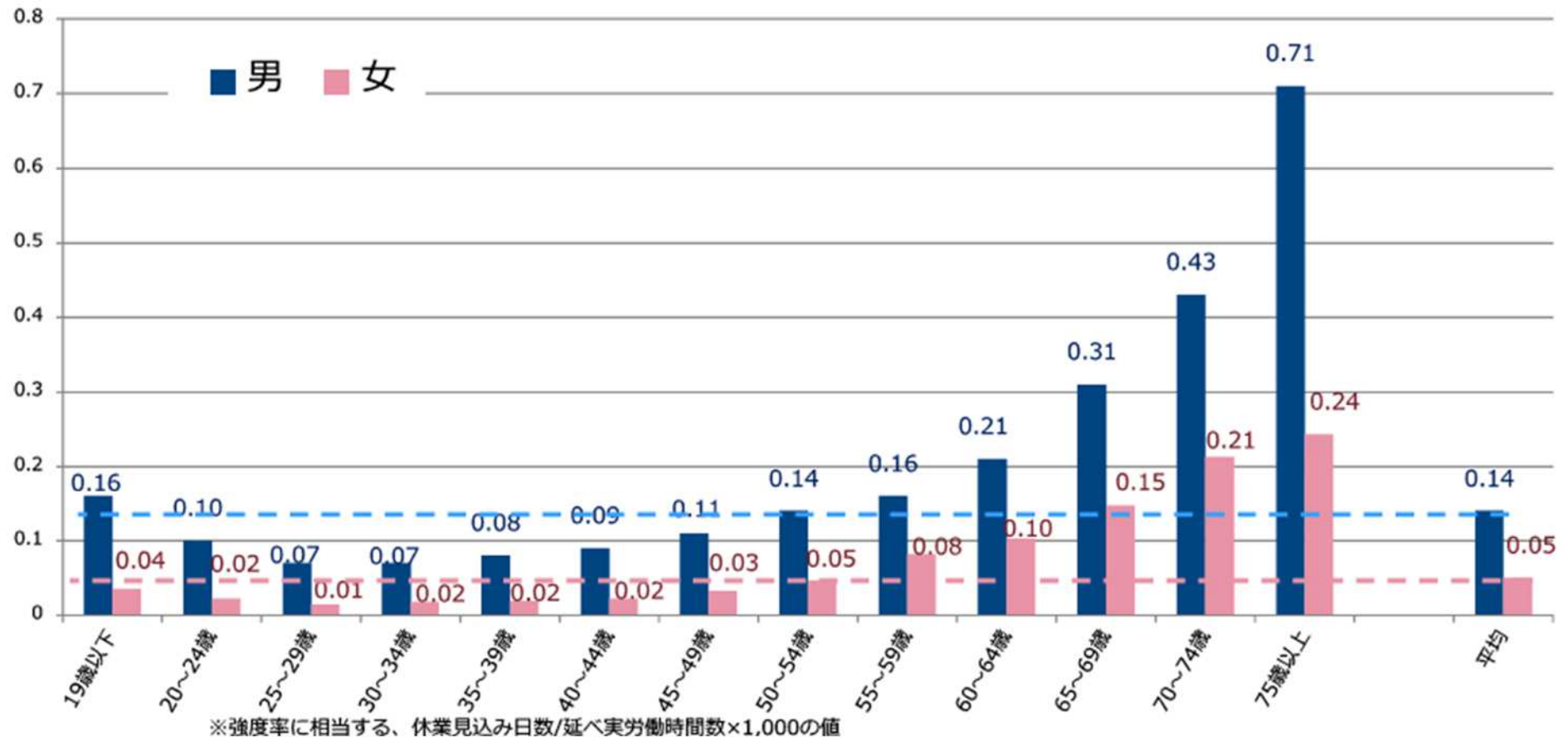
性別・年齢層別労働災害発生率(度数率)(全産業)



死傷災害の度数率（100万労働時間数当たりの災害発生状況）は、55歳以上で平均を上回り、**60歳以上から顕著に上昇していく傾向があります。**

高年齢労働者の労働災害発生状況等について

性別・年齢層別労働時間数あたりの休業見込み日数(全産業)

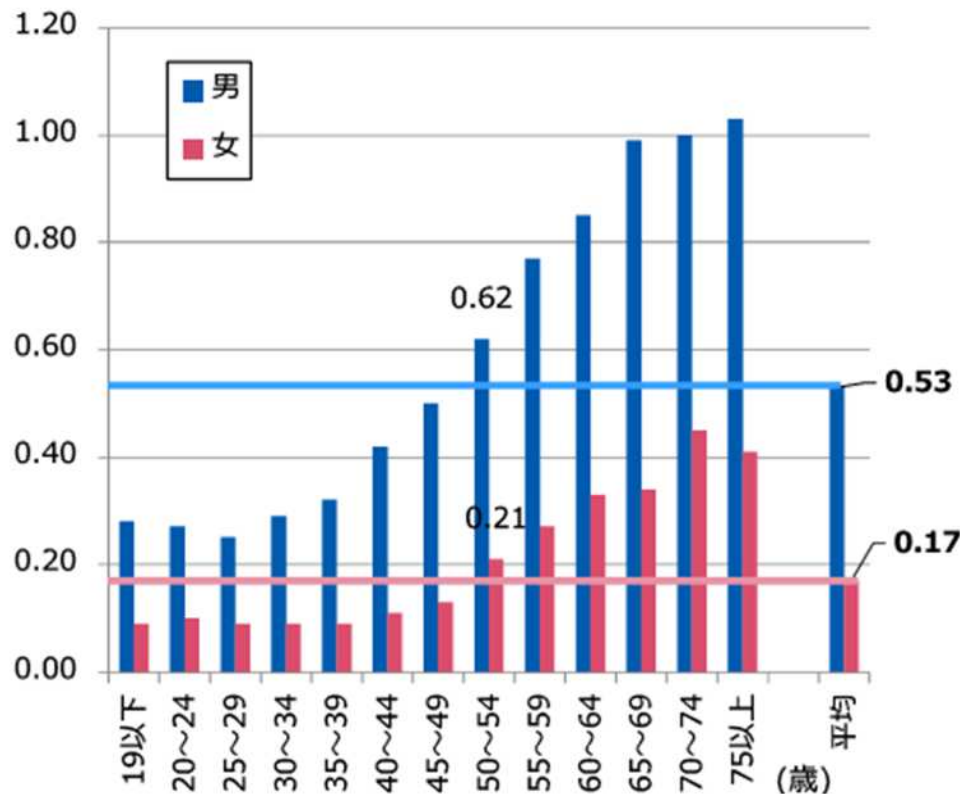


1,000延べ実労働時間数あたりの休業見込み日数も、55歳以上で平均を上回り、**60歳以上から顕著に上昇していく傾向があります。**

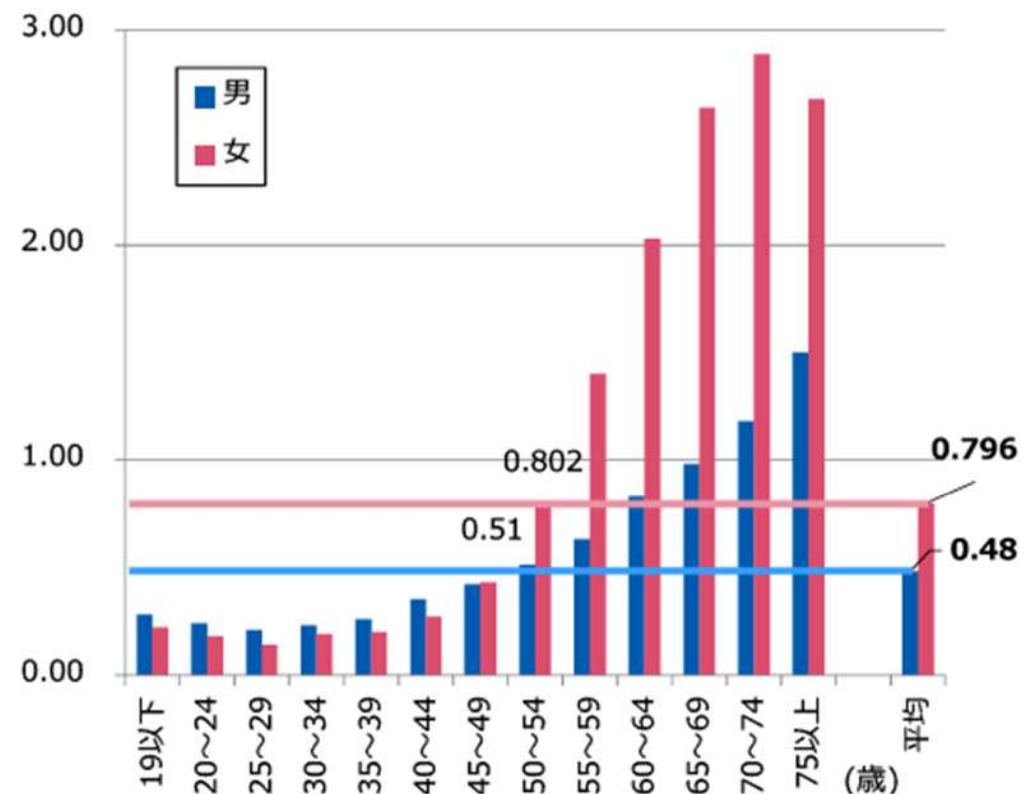
高年齢労働者の労働災害発生状況等について

性別・年齢層別労働災害発生率(事故の型別)

墜落・転落



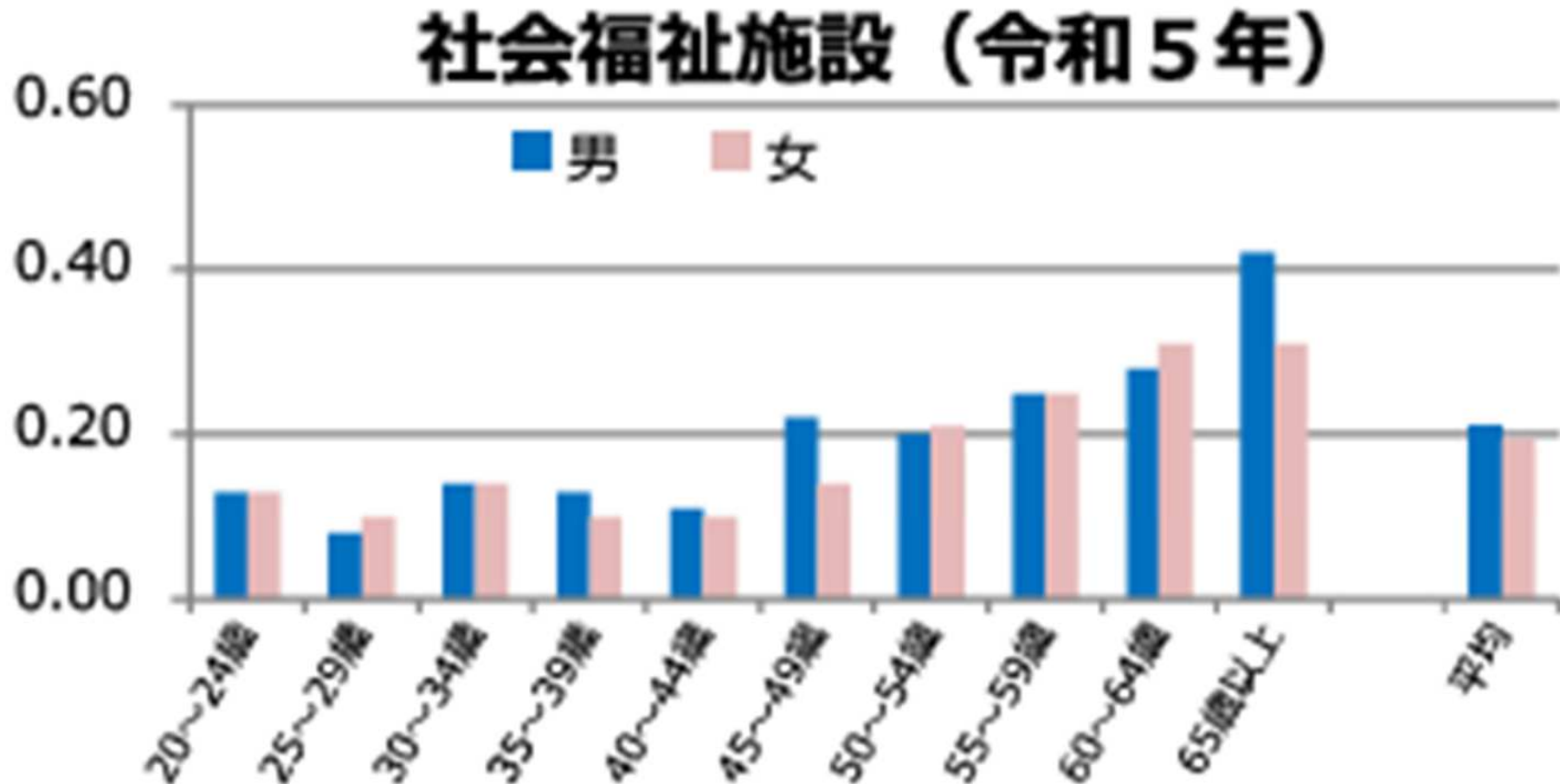
転倒



高年齢者の労働者の大幅の上昇は、墜落・転落、転倒災害の上昇が大きく寄与しており、**特に60歳以上の女性の転倒災害は、男性と比較して2倍以上の発生状況となっています。**

高年齢労働者の労働災害発生状況等について

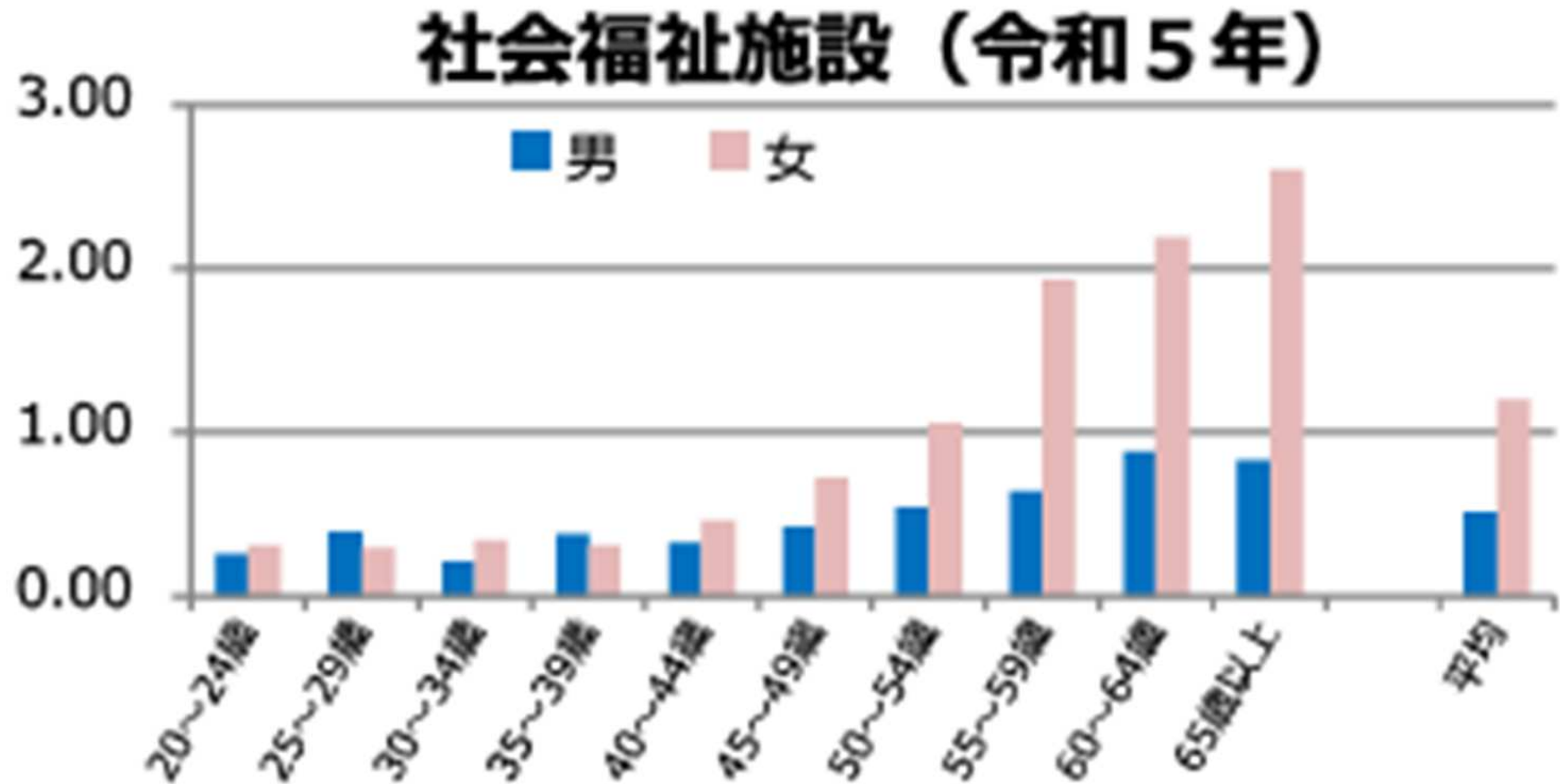
墜落・転落災害 業種別・性別・年齢層別年千人率



社会福祉施設における、墜落・転落災害について、加齢に応じて発生率が上昇しています。

高年齢労働者の労働災害発生状況等について

転倒災害 業種別・性別・年齢層別年千人率



社会福祉施設における、転倒災害について、加齢に応じて発生率が上昇しています。特に60歳以上の女性の転倒災害は、男性と比較して2倍以上の発生状況となっています。

高年齢労働者の労働災害発生状況等について

厚生労働省では、高年齢労働者の労働災害を防止するため、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を策定しました。

しかし、令和5年の実態調査では、エイジフレンドリーガイドラインを知っている事業場は23.1%。高年齢者の災害防止に取り組んでいない事業場のうち、その理由として「自社の60歳以上の高年齢労働者は健康である」（48.1%）と回答するなど

身体機能の低下による労働災害の

リスクへの理解が進んでいない

状況が見られました。

エイジフレンドリー指針について

このような状況を踏まえ、高年齢労働者の労働災害防止対策を一層推進するため、労働安全衛生法が改正され、**高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることが事業者の努力義務**とされました。

また、事業者が講ずべき措置に関して、令和8年2月に『高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）』が示されました。

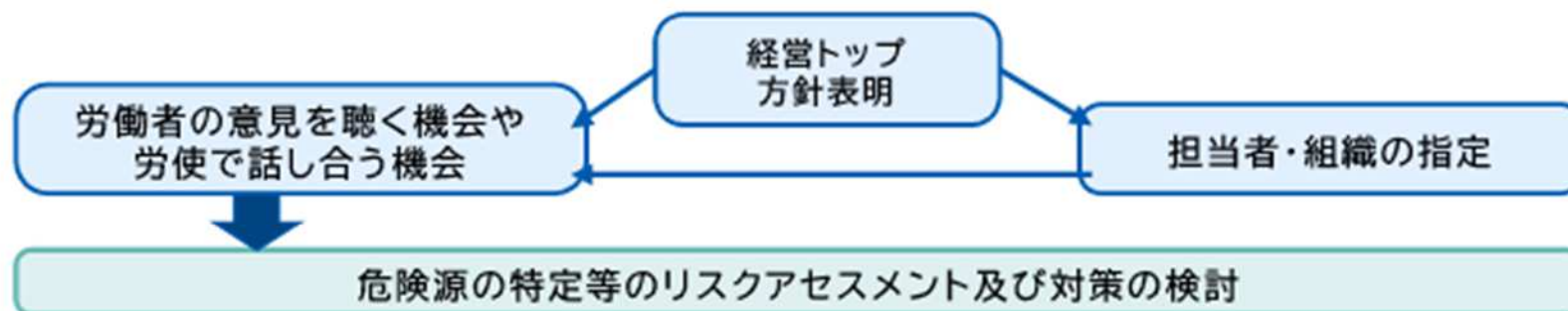
エイジフレンドリー指針について

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- ・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合ひましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

ポイント!

リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト（労働災害事例）に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。

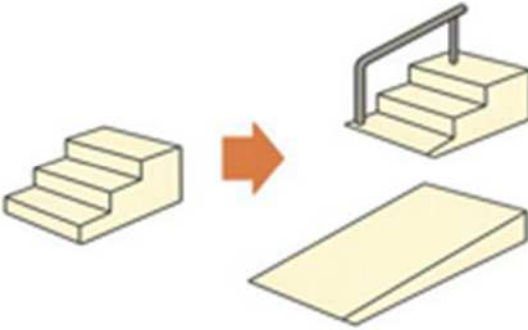
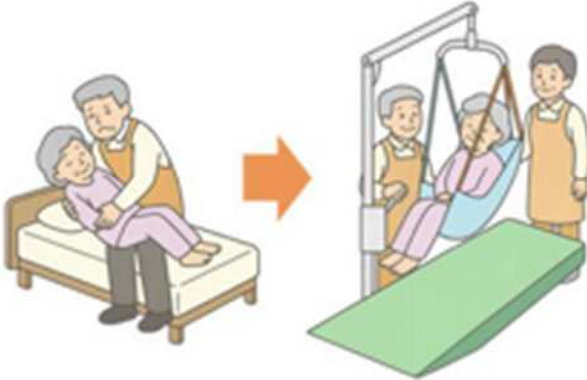
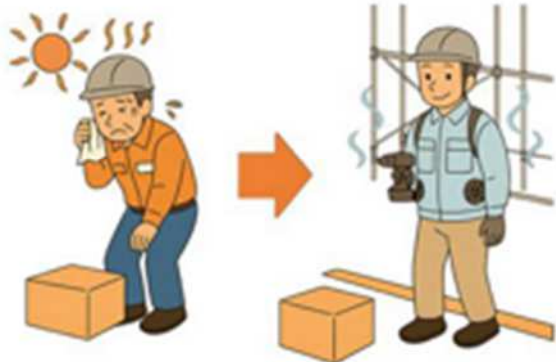


エイジフレンドリー指針について

2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
 階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする	 リフトやスライディングボード等の導入	 体温を下げるための機能のある服などの導入

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）についても検討しましょう。

エイジフレンドリー指針について

3. 高齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- ・ 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- ・ 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないように十分配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。

転倒等リスク評価
セルフチェック表



厚生労働省

全身持久力の
評価方法

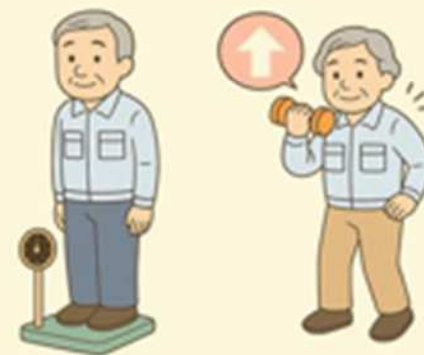


労働安全衛生総合研究所

新体力テスト



スポーツ庁



エイジフレンドリー指針について

4. 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高年齢者の状況に応じた業務の提供

高年齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

ポイント!

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

エイジフレンドリー指針について

5. 安全衛生教育

高年齢者に対する教育

- ・ 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- ・ 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高年齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

ポイント!

- ・ 管理監督者へは、高年齢者の作業に無理がないかを把握する重要性を教育します。
(高年齢者が実際に働いている現場を見て、声かけ等をする)
- ・ 教育の計画を立案する際に、複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項の両方を行うことが望ましいです。

エイジフレンドリー指針について

中小企業事業者の皆さまへ

令和8年度（2026年度）版

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、**本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。**→



補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)～10月31日(土)

ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中で受付けを終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照)。

- ・1年以上事業を実施していること
- ・役員を除き、自社の労災保険適用の**高齢労働者（60歳以上）**が常時1名以上就労していること

I 専門家総合対策コース（職場環境改善・運動指導等） 以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

第1段階 A.労働安全衛生に係る専門家による リスクアセスメントの実施

【補助対象】

労働安全衛生に係る外部専門家による、
高齢労働者の特性に配慮したリスクアセ
スメントを受けるに当たって必要な経費
補助率：4/5

上限額：100万円

(B、Cの間接補助金額を含む)
(消費税を除く)

※外部専門家の代わりに、自社の安全衛
生担当者によるリスクアセスメントを
実施し、その結果を踏まえて、右記の
第2段階の申請から行うことも可能で
す(その場合は第1段階の申請は不要
です)。

第1段階の申請期間は、
令和8年8月31日までと
なっております。
ご注意ください。

エイジ
い



第2段階

B.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働
者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入そ
の他の労働災害防止対策（熱中症対策は除く）

【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者
の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の
労働災害防止対策に要する経費（対象の高齢労働
者（役員、派遣労働者を除く）が補助対象に係る
業務に就いていること。）

補助率：1/2

上限額：100万円 (A、Cの間接補助金額を含む。)
(消費税を除く)

第2段階

C.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働
者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防の
ための運動指導等の取組

【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体
機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家
等による身体機能のチェック及び運動指導等に要す
る経費（役員、派遣労働者を除く労働者に対する取
組に要する経費に限ります。）

補助率：1/2

上限額：100万円 (A、Bの間接補助金額を含む)
(消費税を除く)

II 熱中症対策コース

【補助率：1/2 上限額100万円（消費税を除く）】

【補助対象】

暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・設備の導入に要する経費

III コラボヘルスコース

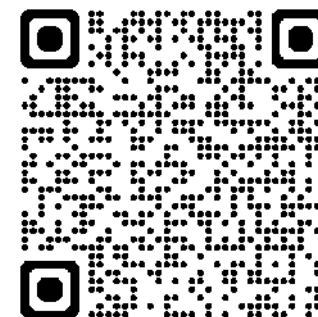
【補助率：3/4 上限額 30万円（消費税を除く）】

【補助対象】

コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組（保険者への健康診断結果のデータ提供を含む）に要する経費

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- ・ 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。



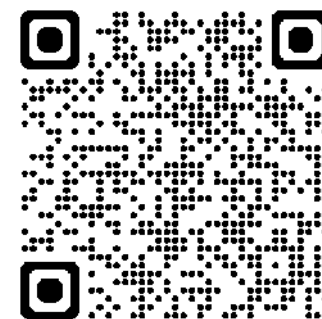
腰痛予防について

腰痛を防ぐ
**職場の
事例集**

厚生労働省 中央労働災害防止協会

腰痛を防ぐ職場の好事例集

病院や社会福祉施設における
腰への負担を減らした89の
事例が載せてあります。



腰痛予防について

病院・社会福祉施設向け

働く人の
健康応援！

ゼロ災 無料出張サービスのご案内

仕事での転倒災害・腰痛災害「0」を目指して取組む企業への専門家派遣！

神奈川産業保健総合支援センターでは、「健康応援！ ゼロ災無料出張サービス」を展開し、仕事に「転倒災害」や「腰痛災害」等が発生した事業場や再発防止対策等に取り組む事業場等に、健康運動指導士や理学療法士などの専門家を派遣して、働き盛りの中高年労働者の身体機能の維持・改善方法や足腰の筋力、バランス力の低下を防ぐ「転倒」・「腰痛」予防等をお手伝いしています。

神奈川産業保健総合支援センターでは、「健康応援！ ゼロ災無料出張サービス」を展開し、仕事に「転倒災害」や「腰痛災害」等が発生した事業場や再発防止対策等に取り組む事業場等に、健康運動指導士や理学療法士などの専門家を派遣して、働き盛りの中高年労働者の身体機能の維持・改善方法や足腰の筋力、バランス力の低下を防ぐ「転倒」・「腰痛」予防等をお手伝いしています。

「転倒災害」と「腰痛災害」は安全面の対策のみでは不十分。足を一歩踏み出せば、バランス崩壊はなかったかも。

「転倒災害」と「腰痛災害」を防止するには安全面と健康面を両輪にして、身体機能の維持・改善が必要なんです。

病院や介護施設で働く労働者の「転倒災害」と「腰痛災害」が増えているよ。

安全対策に取り組んでいるが…なかなか、「転倒災害」と「腰痛災害」が減らないと悩んでいませんか？

専門家がヒアリングして、事業場に合った健康応援メニュー等[※]を提案します。

健康測定・チェック

- 健康度や体力、姿勢の測定
- バランス・ロコモ度チェック
- 職場環境のチェック
- 作業状況から見た転倒・腰痛対策

社内セミナーの実施・実技指導・運動アドバイスなど

- 転倒予防・バランス運動
 - 腰痛予防のための運動
 - 職場でできるストレッチ体操
 - 作業姿勢の改善や適切な作業管理、作業環境改善等
 - メタボ改善に向けた運動指導 など
- (社内セミナーや転倒予防・腰痛予防アドバイスは、リモート利用可能)

※健康応援メニュー等は、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP指針)に基づく、健康保持増進計画を言います。

労働安全衛生法第69条により、健康保持増進計画を作成して、労働者に対する健康教育及び健康相談等、労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を講ずることが求められています。



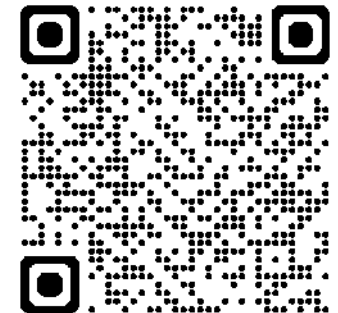
独立行政法人 労働者健康安全機構

神奈川産業保健総合支援センター

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階

TEL 045-410-1160 平日(月~金) 8:30~17:15

まずは
ご相談
ください！



社会福祉施設における 労働災害防止について

ご清聴ありがとうございました
ご安全に